ヨーロッパ中世の結婚と家族世帯

——D. Herlihy の仮説をめぐって——

末 広 菜穂子

家族史を取り扱った著作、研究論文は、近年とみにその数を増し、現実社会で起っている家族問題への関心の広がりとも相俟って、さらに新しいアプローチが試みられようとしている。しかし、過去の家族像は、特に時代をさかのぼるにつれ、依然として混沌とし、曖昧な色を帯びたままである。「近代家族」に関する論議が盛んであり、その多様性が数多く指摘される一方で、中世の家族については、今なお封建制とキリスト教という二つの枠組みの中で描かれる静態的な姿でしかとらえられていないようである。史料不足が最大の原因であろうが、そうした困難にもかかわらず、D. Herlihy の著作、『中世の家族世帯』は古代末期から中世末期までという長い時間の中で、ヨーロッパの家族世帯の変容の歴史をとらえようとした労作である。フィレンツェの土地台帳 Catasto への綿密な吟味をはじめとし、様々な史料を用いて、物質・精神両面から中世の家族世帯の実像を、部分的ではあれ、描く試みがなされている。

Herlihy は、「古代ローマ時代末期」、「古代ゲルマン末期」、「中世初期」、「中世中期」、「中世後期」という時代系列に従って家族世帯の変化を追っていく形で論を進めており、問題関心も多岐にわたっている。しかし、主として家族の「入り口」としての結婚のあり方、そこから生まれる家族世

⁽¹⁾ D. Herlihy, Medieval Households, Harvard University Press 1985.

⁽²⁾ D. Herlihy et Ch. Klapisch-Zuber, Les Toscans et leurs familles. Une étude du Catasto florentin de 1427, Paris 1978. における研究を基礎としている。

帯の構造と家族の精神的絆に関して大きなウェイトが置かれているように 思われるので、それらの点を中心に彼の主張をこの稿で吟味していきたい。

家族・世帯概念の変化

近代家族概念の主たる二側面を、Herlihy は結婚や血縁を通した家族成 員の本源的関係及び共同居住としている。近代ギリシア語の oikogeneia (家族) という言葉はまさにその両方の要素を含意し、家族の実体を表現 している。ところが、古代ギリシア語やラテン語ではこの二つの要素は分 離したままである。古代ギリシア語の genea は「子孫,血統,世代」等 の意味を持つが、それは現代の家族の意に相当するものではない。oikos は、「家長の物質的財産」(クセノフォン)、或は「家長の権威下に従う人 々」(アリストテレス)を指し示すものとして用いられた。ここでの oikos は「家産」の意しか持たず、人間は最も重要な財産としてその中に 含められている。家長だけがそれらを支配する物として別格であり、その 権威下に従う者は,妻であれ,肉親であれ,奴隷であれ,同じ範疇でくく られることになる。古代ラテン語の familia も同様である。時として、 familia は奴隷のみを指す言葉として使われていたようであるが、その場 合、妻や肉親をそれと区別する別の用語は見当らない。 このように古代世 界には,家族と召使・奴隷との間を画するような概念の区別が明確に存在 していなかった。当然、多くの場合これらの人々は居住も一にしており、 その面でも血縁の家族を他と分ける意識は生まれてこなかった。宗教的祭 祀を維持する場ということから lares, penates(家庭の守護神の意)が家 庭を示す比喩的表現として用いられる例も見られるが、それが社会的共通 性を持つ家族単位を意味したわけではない。課税調査の際、税評価の基本

(3) しかし、こうした家族概念が一般に支配的となるのはかなり新しくなってから

のことである。

⁽⁴⁾ D. Herlihy, op. cit., pp. 2, 3.

⁽⁵⁾ Ibid., p. 3.

⁽⁶⁾ Ibid., p. 3.

単位として中世において一般的であった focus (炉の意) は、古代ローマでは採用されず、別の複雑な税査定基準が選ばれた。

こうしたことが意味するのは、古代社会の家族世帯が、規模においても 質においても一つの共通分母でまとめられるような社会的・経済的単位で もなく、家族を結び合わせるような共通の規範性を持つものでもなかった ということだと Herlihy は主張している。何百、何千もの奴隷をかかえる 富裕者の世帯と,結婚も家族生活も許されていなかった奴隷との間には何 ら共通項がないことは確かである。それに対し、7、8世紀頃から見出さ れる中世の家族は、社会全般により共通性を持ったものとしてとらえられ ている。809~839年に編まれたサン・ジェルマン・デ・プレ大修道院のポ リプティクでは、この土地調査が家族単位で居住し、耕作する家族農園を その基本的調査単位としていることが明らかである。こうした家族農園へ の言及は7世紀末頃から見られ、8世紀にはイングランド、フランク王国 で一般化した。従って、この時代に両親・子供をその核に含むような比較 的小規模の家族世帯――サン・ジェルマン・デ・プレの場合,世帯平均規 模は5.79人である――が、生産を担う単位としてまず認められ、やがては 社会の共通単位として広がるに至ったのではと推測できる。家族成員間の 精神的絆が育っていたことがうかがわれる例も挙げられている。家族農園 に関する当時の調査記録では、familia はすでに家族成員全体――家長も 含めて――を指す語として用いられている。

古代から中世へのこの家族概念変化の主たる要因が、古代奴隷制と中世の農奴制という生産体制の違いにあることを Herlihy は強調している。古

⁽⁷⁾ Ibid., pp. 4, 5.

⁽⁸⁾ Ibid., pp. 4–7.

⁽⁹⁾ Ibid., p. 57.

^{(10) 9}世紀に書かれた聖セヴェルス (Severus) の伝記には、彼が司教になった後も、妻や娘との昔の生活を忘れず、同じ墓所に眠ることを望んだことが語られている。 Ibid., p. 58.

⁽¹¹⁾ Ibid., p. 57.

⁽¹²⁾ Ibid., p. 5, pp. 56-61.

代末期の奴隷の枯渇、土地の放棄・荒廃のため、土地に耕作者をつなぎとめようと、結婚して家族と共に定住し、土地を子々孫々永続的に保有する権利を持つ農奴身分が認められるようになる。中世の農業基盤を支えることになる、この家族単位で土地耕作にあたり、土地保有を認められた農奴層の成長が、ヨーロッパの家族概念に決定的な影響を及ぼしたと見るわけである。保有する土地への愛着、農園での一家の労働・経営は、おそらく家族の精神的結びつきを強固にする支柱となったに違いない。さらにその背後では、教会主導によるキリスト教信者に対する共通の結婚倫理の教えが支配力を増し、中世の家族・世帯概念の統一に大きく手を貸したであろう。こうしたことから Herlihy は、もちろん中世においても、富裕者の世帯と貧しい者の世帯は依然として隔たりがありはするが、それらは少なくとも共通の尺度で測られうる存在となったのだとしている。

こうした Herlihy の主張は、その時代に支配的な生産体制と世帯構造・家族概念とのきわめて強い結びつき――工業化時代の急速な核家族化現象も、今日の家族の崩壊と呼ばれる現象も同様であろうが――を示唆するものである。しかし、果たして彼が述べるほど古代と中世の差違ははっきりとしたものであったのだろうか。現代の家族概念の出発点は本当に中世初期にあると言えるのだろうか。古代において奴隷の多くに結婚や家庭生活が許されていず、巨大な富裕者の世帯に組み込まれた存在だったとして、中世の農民はどうであったのか。現実には貧しさのゆえに独身状態を続けざるをえない農民がかなりの数いたはずである。それらの農民単身者と領主の大世帯に実際に共通の概念が通用していたのだろうか。肉親、血族以外の者、使用人等を含む household の概念は中世以降もずっと長く生き残ったのである。逆に、出発点をむしろより早い時期に置くという見方も可能である。古代の小作農民層について Herlihy は言及していないが、それらは中世の農民とまったく比較しうるものではなかったのだろうか。古代ゲルマニアにおいては、タキトゥスの記録から奴隷も「家庭 (penates)」を

⁽¹³⁾ Ibid., pp. 61, 62.

与えられていたことが推測される。

家族の精神的絆についての論議はより一層不明確である。古代についても中世についても史料の偏りから参考にしうる材料は社会の上層家族に関するものしかない。古代の家族が子供数を抑え、少ない子供を厳しく養育し教育投資を盛んに行ったことは、彼らが家族の存続戦略にいかに必死で取り組んでいたかを示すものだろう。そこに、古代家族が精神的単位としても機能していたことを否定する要素は発見できない。

いずれにしても、現代的概念でとらえられている家族が、古代の家族に対しても、さらには中世の家族に対してもそのまま当てはまるものでないのはとうぜんである。家族は概念的にも形態的にも歴史の中で様々な影響を受けて変化していく可能性を持っているそして、家族世帯の統一が中世に始まり、それが今日に至るまで発展し続けたというような直線的方向一たとえば、大家族から小家族への発展など――も、最近の家族史研究で明らかにされた近代家族の多様性を見れば、受け入れがたく思う。従って、ここで述べうるのは、古代においては一部の階層にだけ要求されていた家系の存続が、中世においては、主に土地との結びつきでより多くの階層に広がり、普遍化したこと。土地を基盤としたこの家族の生き残りの必要と、そこでの農業労働のあり方が、中世の家族概念・家族意識に大きな影響を与えたであろうということである。

結婚条件の変化

結婚は世帯形成の主たる入り口である。従って結婚のあり方は世帯構造を決定する重要な条件となる。一般に、中世の結婚は男性の晩婚、女性の早婚という型でとらえられることが多いが、中世の初期に関しては異なる傾向を示唆する史料がある。

男性が結婚するに理想とされた成熟年齢 (aetas perfecta) は20歳である

⁽¹⁴⁾ Ibid., p. 3.

⁽¹⁵⁾ Ibid., p. 26.

という定義が西ゴート法に現れるのが7世紀末である。また,夫婦は同年齢であるべきだと述べられたのが796~797年に Fréjus で開かれた宗教会議においてである。数少ない史料の中でこれについての有力な手掛りを与えてくれるのが,9世紀におけるマルセイユのサン・ヴィクトワール教会の家族調査である。そこで示される未婚独身男女の数は247人(男性:127人,女性:120人)であり,サン・ヴィクトワール村の成人人口のおよそ37%に当る。これは男女とも成人してからもかなり長い期間,独身状態を続け,しかも男女の結婚年齢差が小さかったことを示していると思われる。それをさらに確証しうるのが寡婦数の割合である。男女の結婚年齢差が12歳もあった1427年のフィレンツェでは寡婦数はやもめ数の5.6倍という大きさであるが,サン・ヴィクトワールの記録では,寡婦43人に対しやもめ31人。きわだった数の差は見られない。

この中世初期に見出される傾向は古代から続く変化の流れの帰結であるかのように見える。古代ローマにおける優勢な結婚パターンは、女性は早婚で男性は晩婚か或はまったく結婚を忌避するというものだった。相手を得る困難さのため花嫁の持参金 (dos) は信じ難いほど高騰した。しかし、2世紀頃より花婿側から花嫁側への贈り物について触れた記述が現われ始め、やがてこの「結婚前贈与 (donatio ante nuptias)」が主として結婚時の負担を担うこととなる。それと同時に男女の結婚年齢差は縮小の方向を示し、20歳ぐらいの者同士の結婚例が目立つようになる。この不可思議な変化について、Herlihy はゲルマンの結婚慣行の影響のみに原因を帰するの

⁽¹⁶⁾ Ibid., p. 75.

⁽¹⁷⁾ Ibid., p. 75.

⁽¹⁸⁾ Ibid., pp. 76, 77.

⁽¹⁹⁾ Ibid., pp. 76, 77.

⁽²⁰⁾ Ibid., pp. 17, 18.

⁽²¹⁾ Ibid., pp. 14, 15.

⁽²²⁾ Ibid., pp. 15, 16.

⁽²³⁾ Ibid., pp. 19-21.

は不十分であるとして、古代末期における女性の自立、キリスト教の影響による女性の結婚忌避を説明に加えている。しかしながら、この後の二つの要因は、中世初期の農民の結婚時の行動とさほどかかわりがあるようには思えない。結局のところ、9世紀のサン・ヴィクトワール村の農民に見られるような結婚パターンは、その多くをゲルマンの慣行から受け継いだとしてよさそうである。独身期間の長さは、結婚への忌避ではなく、土地の生産性の低さからくる新世帯独立の困難さを表わすものであろう。

都市部や上層階級について同じ傾向を示す史料はきわめて乏しい。女性の結婚年齢は特に上層階級家庭の場合,一般と比べてかなり低かったことが知られている。同じ時代でも農村と都市,富者と貧者では結婚のあり方が異なることは常に予想されねばならない。しかしながら,若すぎる少年の結婚を禁ずる8世紀の勅令や,花嫁側に花婿側と同等の資金負担を義務づける規定の存在から,男女の結婚条件が古代ローマ型というよりもむしろゲルマン型の方に近かったことは充分憶測されるのである。従って,Herlihy の言う中世中期から後期にかけての結婚条件の変化が,きわめて劇的なものではないにせよ,確かに社会に少なからぬ影響を与えたことは肯定しうる。結婚のパターンは完全に古代ローマ型に逆戻りし,それと共に、女性の法的・社会的・経済的立場は著しく悪化したのである。

イタリアでは12世紀頃から、花嫁に対する花婿の贈り物の額が制限され始め、逆に花嫁の持参金額が上昇していくことが、各都市に現在、若干残存する結婚契約書により明らかである。娘を結婚させることは、家族にとって非常な負担となり、資金不足で娘の結婚を整えられない落ちぶれた貧しい貴族を援助するため、持参金を寄付する慈善組織まで設立された。時を同じくして女性の早婚傾向が強まった。13世紀末のピストイアでは12歳未満の少女の結婚が禁じられ、10代半ばで結婚することが普通となった。

⁽²⁴⁾ Ibid., pp. 21-23.

⁽²⁵⁾ Ibid., pp. 98, 99.

⁽²⁶⁾ Ibid., pp. 99, 100.

⁽²⁷⁾ Ibid., p. 104.

1372年のプラートの女性の初婚推定年齢は16.3歳,1427年のフィレンツェについては17.6歳であり、これらは都市の一般的傾向を示す数字である。 農村についてはフィレンツェの農村女性の初婚推定年齢は1427年では18歳で、やや都市部より年齢が高くなるが、いずれにしてもこの時期の女性の結婚適齢は20歳よりかなり前に置かれていたことになる。

それに対し、男性の結婚時期はずっと遅いことが指摘できる。男性は再婚することがしばしばで、初婚年齢を同定することは女性の場合よりむずかしいが、1427年のフィレンツェの男性初婚年齢は30歳程度と推定され、彼らは12歳年下の若い妻を得ていたことになる。Giovanni Morelli というフィレンツェ人の年代記作者は、12、13世紀の男性の結婚年齢は通常40歳であったと見積もってさえいる。若くして結婚することを敬遠するだけでなく、まったく結婚しない男性も目立つようになった。放蕩や同性愛にふけり、結婚を顧みない者、長男だけを結婚させ、次男以下は戦役か修道院に送る貴族。こうしたことから生じる男性不足のため、当時の結婚市場はますます女性にとって不利なものとなり、親達は娘の結婚をより一層急がせ、重い負担にも甘んじざるをえない状況となった。それでも男性不足は深刻で、事実、12世紀末頃より結婚できない女性が急増したため、フランドルではそうした女性を受け入れる目的でベギン会修道会の施設が多く設けられたのである。

この中世中期からの結婚条件の変化は、男女人口数の不均衡からのみ説明できるわけではないが、やはり上層階級では、結婚市場における男性数の絶対的不足と、男性側の意図的な結婚自制が大きく影を落としていたに違いない。しかも、女性の不利な立場は結婚市場にのみとどまらなかった。この時代の全般的な女性の地位低下は著しく、結婚条件の変化もその関連

⁽²⁸⁾ Ibid., p. 104.

⁽²⁹⁾ Ibid., p. 104.

⁽³⁰⁾ Ibid., p. 109.

⁽³¹⁾ Ibid., p. 109.

⁽³²⁾ Ibid., pp. 102, 103.

の中でとらえるべきなのかもしれない。財産に対する妻の権限は確実に縮少していった。1143年,ジェノヴァにおいては,夫の死後,従来認められていた家産の三分の一に対する妻の権利が廃止された。イングランドでも,13世紀には妻は自分自身の動産に対する法的資格を失い,結婚時にその所有権は夫の手に移された。フランスでも,夫の死後,妻の生活を保障すべき寡婦産に対し,妻はもはや用益権のみしか認められず,自由に処分する権利を失った。結婚時の夫からの妻への贈与は制限され,妻の持参金の管理は全面的に夫に委ねられることになった。ヨーロッパ全体で相次いで見られるこうした妻の財産権縮小とそれに反比例する夫の権限の拡大は,もちろん当時父系制を軸として行なわれていた次のような財産運営の戦略とつながるものである。

11世紀以降の人口成長による高い人口圧の中で土地財産を保持し続けることは容易ではなかった。財産分割は最も避けなければならないことであり、父系制の目標は、財産に対して権利を持つ者の数を制限し、その分け前を抑えることによって、家系の男性メンバーの富と地位を保持していくことにあったと Herlihy は述べている。男女両系に重きを置くことは親族を拡大し、財産の分割を招くおそれがある。特に上層階級に多く見られた妾囲いは庶子を増やし、さらに財産争いを促す原因ともなる。その意味で、教会が提唱し、強制しようとした一夫一婦制に基く結婚倫理は、父系制の安定のために大きな力となったはずである。教会法による結婚規定がこの時代に広く浸透したのは、そうした現実が背後にあったのではないか。長子(或は末子)以外の息子は相続から外され、娘に対する保証は持参金のみとなった。娘は他家へ嫁げば、夫の家系の中に加えられ、もとの家の父系列の枠外へ押し出されてしまう。他の相続人がすべて死亡してしまえば別だが、その場合でも、彼女は実家の財産を婚家へ奪い去って行く者として警戒される存在となるのだ。また夫の家でも妻は嫡子が相続する財産の

⁽³³⁾ Ibid., pp. 98-100.

⁽³⁴⁾ Ibid., p. 83.

取り分を減らす者として同じく警戒された。寡婦産の自由な処分権は奪われ、夫の死後、妻は正統な相続人である息子のための財産の番人役を務め ねばならない。

この時代の女性は、相続人を生む以外の機能を失ってしまったのだろうか。Herlihy は、家族世帯の一員としての女性の役割が以前より減少したことを肯定している。かつて、貴族層の女性は所領経営に参画し、下層の女性も熟練を要する染色や織物工業を支配していた。しかし中世中期には、もはや女性の行政手腕は重要視されず、製造業では非熟練労働へと女性は追いやられてしまい、年頃の娘は一家にとってはっきりと重荷の存在としてみなされるようになっている。しかし、これは女性の地位悪化の結果であって、原因ではない。

古代ローマ末期において、女性の自立と自由結婚が手をとりあって進んだのとちょうど同じように、中世中期から後期にかけては、女性の地位低下と結婚条件の悪化が歩調をそろえたことになる。当時のような資金獲得のチャンスに殆ど恵まれない社会では、結婚はその数少ないチャンスを提供するものである。事業資本を得ようとする商人は、花嫁のもたらす持参金を露骨にあてにしさえした。男性側が有利な結果を得るためには、女性の地位を貶しめておくことが必要であったのだろうか。

家族の精神生活

家族間の意識、家族愛について云々することは、中世についてでなくてもむずかしいことである。近年、F.アリエスやL.ストーンらによって家族間の愛情は、近代の産物であることが主張され、中世の家族間の愛情が否定される傾きがある。Herlihy はこれに対し、異論を唱え、中世家族成員の役割とその意義を堀り起こし、家族間の愛情、絆が決して冷淡なものではなかったことを立証せんとした。彼が主としてそのよりどころとしているのは、中世末期の聖人伝に現れる家族のイメージである。

⁽³⁵⁾ Ibid., pp. 101, 102.

聖人の生涯には聖人自身の家庭の事件や人間関係が描かれ、これらは直接的材料となるが、ここで登場する家族や家庭は聖人にとって悪しきしがらみとなっている場合が多い。アッシジの聖フランチェスコは、家族の強い反対にもかかわらず宗教生活に入った。中世末期に急増する女性聖人に関しては、父親に売春を強制されたり、夫に暴力的虐待を受けたりした者が多い。特殊な受難の例がとり上げられている可能性もあるが、ここで見出される家庭のイメージは殆どが苛酷で否定的なものである。当時のカトリック教会の結婚や家族愛に対する考え方――そうした世俗の愛に絶対的価値を認めない――が、聖人伝の中に教訓の形で意図的に投入されたことは十分考えられる。しかし、聖人伝内の家庭が現実の家庭の姿をいくらかでも反映していることは否定できないように思う。

しかしながら、Herlihy はこうした材料よりも、聖人伝内に出現するより神秘的な家族のイメージの方を重視している。聖人が宗教生活を志し、現実の世俗家庭を離れたとしても、完全に家族的感情から脱したわけではない。彼らの家族——夫、妻、父、母、子供——に対するイメージはその言動の端々に見え隠れし、当時の家族意識を知る重要な手掛かりとなりうるとして、Herlihy はこうした間接的材料から、当時の家族の精神生活を漉し分けようと試みているのだ。そこで、聖人達が現実の家族の相似型——或は理想型——を求めたのは、聖家族に対してであった。シエナのカテリーナは、父をキリスト、母を聖母マリア、兄弟を使徒達になぞらえている。。

結婚の模範は常にヨセフとマリアのそれであった。性関係は否定されたが、夫婦の親密な愛情は尊重された。しかしながら、しばしば登場する聖女とキリストの神秘的結婚の描写は宗教的感情を越えた肉感的、情熱的色彩を帯びてさえいる。彼女達は夫を受け入れるように神を受け入れよと説

⁽³⁶⁾ Ibid., p. 114.

⁽³⁷⁾ Ibid., pp. 114, 115.

⁽³⁸⁾ Ibid., p. 115.

されるのである。

聖女はしばしば幼な子イエスを育てる母親役も果たしている。ここで描かれる母性は自然が用意したものであるとされ、イエスへの授乳を考えただけで、処女達の胸は乳が張ってふくれ、名状できない喜びにおそわれる。また、聖女は人々にとって聖母マリアの代役となるものだった。聖女の教えを乞い、付き従う大勢の男女から成る集団は、一種の神秘的家族であり、聖女は一家の母として皆を導き、教えを授けた。こうした聖女崇拝も、熱烈な聖母マリア信仰も、現実の家庭内における母親の機能を象徴するものであったと Herlihy は見ている。母親は家庭の中でも、宗教的教えを子供達に授ける知識の伝達者の役割を果たしており、聖女達はその役割を受け継ぎ、広げたにすぎない。しかも、年齢的にみて母親は年の離れた古い世代の父親と子供の中間に位置し、父子の間をとりなし、子供をかばう仲裁者の役割を負っていたため、子供にとっては父親より近しい保護者であった。聖母マリアや他の聖女達へすがることは、子供にとって現実の母親がいたわりと愛情を求める存在であったことを象徴しているのだという解釈である。

子供に対するイメージで Herlihy がとり上げているのは、すべて親子、特に母子間の愛情や細やかさを示すものばかりである。悪魔は聖女を誘惑する時、愛情に包まれた両親と赤ん坊の幻を見せ、子供を持つ母の喜びに匹敵するものはないと明言し、子供の魅力を巧みに用いて聖女を苦しめた。子宮に優しく、膝に快く、腕に楽しく、肩に軽い重さ。それが母にとっての子供であり、マリアにとってのイエスであった。聖イダが幼な子イエスに風呂をつかわせる場面の描写は、現実の母子の楽しい入浴光景を彷

⁽³⁹⁾ Ibid., p. 118.

⁽⁴⁰⁾ Ibid., p. 120.

⁽⁴¹⁾ Ibid., pp. 122-124.

⁽⁴²⁾ Ibid., pp. 120-122.

⁽⁴³⁾ Ibid., p. 125.

⁽⁴⁴⁾ Ibid., p. 126.

佛とさせるものである。

それに対し、聖家族の中で父親役を果たす聖ヨセフのイメージは固定し ていない。実際のところ聖ヨセフは長く等閑視された存在であった。稀に 触れられる場合の聖ヨセフは弱々しく影の薄い老人であった。ところが14 世紀に入ってパリ大学総長の Jean Gerson が聖ヨセフ信仰を促進するキャ ンペーンを企て、ヨセフのイメージ回復を図った。ここでヨセフは若い世 間知らずのマリアと幼いイエスを守り、家族を頼もしく率いる有能な壮年 の父親像を与えられる。神学者の一人は、神の母マリアと神自身であるイ エスがその権威下に従った聖ヨセフこそ世界の統治権を握る者であると主 張したほどである。ペストや飢饉、戦争の絶えないこの時代にこうした聖 ョセフ崇拝の鼓舞がことさら行われたのは,不安な時代を乗り切れるよう, 家族の統率者としての強力な父親像が切実に求められていたためであろう。 このように、聖家族や聖人達をめぐって Herlihy が写し出す中世の家族 像は決して冷たい印象を与えるものではなく、家族間の愛情の絆を積極的 に評価したものである。しかし、聖人達の聖家族――イエス、マリア、ヨ セフ――へのほとばしるような敬愛の情と、現実の家族への感情との結び つきをそれほど素直に肯定してしまってもよいのかという疑問は残る。む しろ、家庭内で実現しえないものが、イエスやマリアという対象に向かっ て昇華したのではないだろうか。それは、世俗的愛が断罪された時代にお ける一種の捌け口となっていたのではないだろうか。聖家族が家族の原型 として,また理想型として,当時の人々に想起されていたことは確かであ るが、現実の家族は、親子三人の愛に満ちた聖家族とはかなり異なる構造 を持っていたのではないだろうか。

⁽⁴⁵⁾ Ibid., p. 127.

⁽⁴⁶⁾ Ibid., pp. 127, 128.

⁽⁴⁷⁾ Ibid., p. 128.

家族世帯の構造

中世の家族世帯の規模と構造は何によって決定されたのだろうか。

前提として、結婚に対する二つの宗教規定が存在する。一夫一婦制と異族結婚である。Herlihy はこの二つの重要な規定が中世の家族世帯の均質化に大きな役割を果たしたと見ている。金持ちや権力者の世帯に片よって集中しがちであった女性が、この規定によって均等にすべての世帯へ配分されることになり、以前には貧しさのため結婚をあきらめていた男性にも、一家を成す可能性が開けたわけである。さらに、これらの規定は予想しえぬ結果をもたらした。教会の近親結婚禁止が姻戚にまで広げられたため、相続人である兄が死亡しても、独身の弟は寡婦となった兄嫁とは結婚してはいけない。同様に、息子は寡婦となった継母とは結婚できない。寡婦となった女性は新しい相手を得るため、何がしかの財産とともに婚家から去っていく。11世紀の聖人 Peter Damian は「親族の親等について」という論文中で、ある人から相続する権利とその人と結婚する権利は互いに排他的であると説明した。従って、富裕な家族が家督財産保持のため相続人間で内輪に結婚を取り決めることは不可能となり、結婚規定と相続規定が共に、少数の家族への富と女性の集中を抑制したことになる。

相続慣行の家族世帯構造へ及ぼす影響については多くの議論がある。フランスの社会学者 Le Play は、ナポレオン法典に定められた均等相続が農場の細分化を生み、農民の困窮と人口過剰を促すとして、相続人を一人に限定する株家族 (famille souche) の形態を望ましいものとした。13世紀のイングランド農民に関する研究の中で、不分割相続が慣行となっていたイングランド中部地域では農民の家族世帯は株家族モデルに従ったものであ

⁽⁴⁸⁾ Ibid., pp. 61, 62.

⁽⁴⁹⁾ Ibid., p. 135.

⁽⁵⁰⁾ Ibid., p. 136.

⁽⁵¹⁾ Ibid., pp. 136, 137.

ったと主張したのは G. C. Homans である。相続慣行と家族世帯構造の直接的関連性を支持する Le Play や Homans の主張に対し、統計データを基礎とした反論が別に存在する。 Z. Razi はバーミンガム近郊の Halesowen 荘園の研究の中で、不分割相続の慣行下でも、実際には相続人以外の子供達も土地の分け前に与かり、結婚して世帯を形成する余地があったことを示して、相続慣行の世帯構造に対する強い影響力を否定した。Herlihy 自身は、Catasto の記録をもとに1427年のトスカナ地方の農民家族世帯について検証を試みている。

彼はトスカナ地方の Santo Spirito 村の家族世帯を職業別・土地保有形態別に分析した。Santo Spirito 村において、土地保有農民世帯は全体の1割にも満たない630世帯である。つまり相続慣行が影響するのはこの630世帯のみである。その他の借地農、mezzadria と呼ばれた小作農、職人、商人、職業不明者はこの地方の分割可能相続とは殆ど関係がない。両者の世帯構造に何らかの相違点が認められるだろうか。〔表Ⅰ〕に見られる通り相違点が認められるのは、土地保有農民とそれ以外の者の間ではない。土地保有農民だけでなく、借地農も小作農も世帯規模はほぼ平均5.9人であり、家長の結婚率が9割を越えている。それに対し、職人及び職業不明

| | 職 | Ì | 集 | 世帯数(戸) | 人 | 数(人) | 平均規模 | (人) | 既婚割合 | (%) |
|---|-----|----|----|--------|---|-----------|-------|--------|--------|-----|
| 不 | | | 明 | 3219 | | 13240 | 4. 11 | | 83. 22 | 2 |
| 土 | 地伢 | 有層 | 農民 | 630 | ļ | 3727 5.91 | | 90. 56 | | |
| 借 | | 地 | 農 | 370 | | 2212 | 5.97 | | 91. 82 | 2 |
| 小 | . 1 | 作 | 農 | 2533 | | 14818 | 5.84 | | 90.77 | 7 |
| 職 | | | 人 | 663 | | 3022 | 4.55 | | 83.07 | 7 |
| 商 | | | 人 | 115 | | 664 | 5.77 | | 81. 57 | 7 |

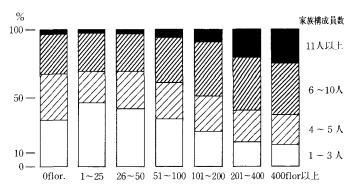
〔表 I 〕 Santo Spirto 村の家長の職業別世帯規模及び家長の既婚率(1427-30) 出所:D. Herlihy, op. cit., p. 140.

⁽⁵²⁾ Ibid., p. 137.

⁽⁵³⁾ Ibid., pp. 137, 138.

者の世帯規模は明らかに小さく、妻帯率も低い。このことから、Heilihyはトスカナの農村地域の場合、世帯構造に影響を及ぼすのは相続慣行や土地保有条件——保有か借地か、或は小作か——ではなく、世帯を維持していく農場を経営しているか否かであると結論づけた。

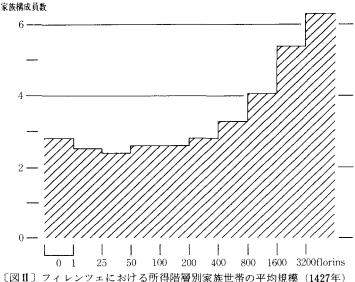
富と家族構成員数の相関性は所得階層別に家族規模を示した〔図 I 〕より明らかである。都市についても同じことが十分観察できる(〔図 II 〕)。 Herlihy はこれを世帯組織の二層化であるとして,その原因が出生数そのものの差だけにあるのではなく,子供の世帯間移動のためである可能性を強く主張している。つまり富裕な世帯が親類の孤児を引き取ったり,貧しい家庭の子弟を使用人として雇ったりすることによって,社会の子供の相当な割合の扶養を引受けていたという主張である。〔図 III 〕のフィレンツェの最富裕世帯層における年齢別男女人口比グラフは,これを示しているように見える。8~17歳の年齢層については,最富裕世帯で養われる子供数が子供数全体の4割を越えている。しかも Catasto の調査では使用人や徒弟はもとの出身家族に属するものとして数えられているため,そうした人々を加えれば,この割合はさらに増すだろう。この仮説は富者と貧者の



[図1] フィレンツェ農村地域における所得階層別家族世帯の平均 規模(1427-30年)

出所: D. Herlihy et Ch. Klapisch-Zubar, op. cit., p. 478.

⁽⁵⁴⁾ Ibid., pp. 140, 141.

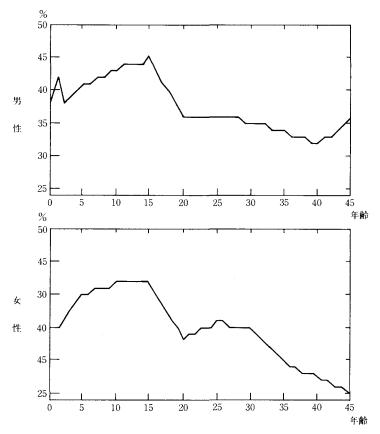


〔図Ⅱ〕フィレンツェにおける所得階層別家族世帯の平均規模(1427年) 出所:D. Herlihy et Ch. Klapisch-Zubar, op. cit., p. 477.

橋渡しが慈善以外にも存在していたことを意味する点で、興味深いが、最も必要な使用人や徒弟の移動状況がここからはつかむことができないし、富裕世帯の女性の出産率の高さもフィレンツェにおいては証明されているからである。移動による子供数の多さというよりも、富裕世帯自身が子供を多く産み育てたと見る方がより自然な見方ではないだろうか。

しかし、Herlihy の述べるもう一つのタイプ世帯間移動は〔図Ⅲ〕を見る限りより説得力を持っている。それは女性のみに限った世帯間移動で、最富裕層の女性の割合が男性のそれに比してかなり変動が激しいことに注目したものである。まず結婚適齢期での落ち込みと、その後の年齢を追うごとの低下が観察される。これは女性の結婚条件の著しい不利と夫婦の年齢差を考慮すれば説明がつくことである。女性は不利な条件のもとでの結婚のため、社会的、経済的に実家より劣る家族世帯の一員となる。また、

⁽⁵⁵⁾ **Ibid.**, pp. 146-149. ここで **Herlihy** は、都市の中・下層世帯の女性が何らかの **避妊措置を行ない、出産調整をしていた可能性を示唆している。**



〔図Ⅲ〕フィレンツェの最富裕層世帯の年齢別男女人口比(1427)出所: D. Herlihy, op. cit., p. 152.

結婚後は年の離れた夫の死によって遠からず寡婦となり、再び不利な条件のもとで再婚するか、僅かな財産を頼りに寡婦として生活するかを選択せざるをえない。結婚のみにその地位を左右される中世の女性にとって、社会的・経済的に下降していく人生路を歩む可能性はこの時期きわめて高かったわけである。

族世帯の富により決定されており、その意味で、中世の家族は自ら扶養限界を認識し、賢明な世帯経営を行なっていたわけである。特に大黒死病後に、この家族世帯の規制機能は、人口調整に見逃せない役割を果たしたとHerlihy は指摘している。1427年のフィレンツェの平均的家族規模は僅か3.8人である。10人以上の家族人数を抱える家族世帯は3.6%にすぎない。多人数の大家族はこの時代、理想の家族像であるとされたが、現実には小人数家族が圧倒的に大部分を占めていたわけである。現代のイメージとは逆に、中世のこの時代においては、大家族こそ豊かさの象徴であったのだ。(本稿は昭和60年度、61年度広島経済大学特定個人研究助成の最終報告をなすものである。記して感謝いたします。)

⁽⁵⁷⁾ Ibid., pp. 144, 145.

⁽⁵⁸⁾ Ibid., p. 135.